

品川区都市計画審議会条例施行規則

平成 8 年 10 月 28 日

規則第 73 号

改正 平成 12 年 3 月 28 日規則第 25 号 平成 13 年 3 月 30 日規則第 51 号

平成 14 年 9 月 30 日規則第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、品川区都市計画審議会条例(昭和 50 年品川区条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の除斥)

第 2 条 委員は、直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、品川区都市計画審議会(以下「審議会」という。)の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

旧 3 条...繰上〔平成 12 年規則 25 号〕

(会議の公開)

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 会議の公開の方法および公開の可否その他会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

本条...追加〔平成 14 年規則 57 号〕

(議事録)

第 4 条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事てんまつ
- (5) その他審議会の経過に関する事項

2 議事録は、公開する。ただし、前条第 1 項ただし書の規定により非公開とした会議の議事録は、公開しないことができる。

旧 4 条...繰上〔平成 12 年規則 25 号〕、2 項...追加・旧 3 条...繰下〔平成 14 年規則 57 号〕

(専門部会)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項を調査検討するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が審議会の委員のうちから指名する。

旧 5 条...繰上〔平成 12 年規則 25 号〕、旧 4 条...繰下〔平成 14 年規則 57 号〕

(部会長)

第 6 条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、部会の委員の中から互選する。

3 部会長は、部会を招集し、部会の議事を整理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

旧 6 条...繰上〔平成 12 年規則 25 号〕、旧 5 条...繰下〔平成 14 年規則 57 号〕

(庶務)

第7条 審議会および部会の庶務は、まちづくり事業部都市計画課が担当する。
旧7条...繰上〔平成12年規則25号〕、本条...一部改正〔平成13年規則51号〕、旧6条...
繰下〔平成14年規則57号〕

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
旧8条...繰上〔平成12年規則25号〕、旧7条...繰下〔平成14年規則57号〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月28日規則第25号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日規則第51号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年9月30日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。